

## 輸出管理調査票 兼 非該当証明書発行依頼書

依頼日： 年 月 日

## 依頼元情報

依頼元会社名			
氏名		TEL/FAX	
住所			

最終使用者（非該当証明書発行依頼で依頼目的が社内管理用の場合は、記入不要です）

会社名			
氏名		国名	
住所			
用途			
軍事目的である	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO		
外国ユーザーリストに記載されている	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO		

外国ユーザーリストは経済産業省のHPにて確認をお願いします。

## 非該当証明書発行について

非該当証明書発行	<input type="checkbox"/> 発行必要 <input type="checkbox"/> 不要	
依頼目的	<input type="checkbox"/> 輸出通関用 <input type="checkbox"/> 社内管理用	
返送方法	<input type="checkbox"/> E-mail : <input type="checkbox"/> FAX :	

## 購入済み製品の場合

製造年月		シリアルナンバー	
弊社製品名 (製品番号・受注番号)			

上記情報は、製品の側面等にてご確認いただけます。

連絡事項)	
-------	--

※ 裏面にございますご注意をご確認の上、ご依頼頂きますようお願いいたします。

株式会社安田精機製作所使用欄

営業担当：	受注番号：
輸出管理部門管理番号：	日付：

## ご注意

- ”・新規購入のお客様への発行は、製品完成後になります。
- ・購入済み製品の場合は、2週間程のお時間を頂戴します。また、製品によって非該当証明書の発行をお断りする場合がございますのでご了承くださいませようお願いします。
- ・弊社製品を輸出する場合は、お客様の責任において外為法及び関連政省令を遵守いただきますようお願いいたします。
- ・発行する非該当証明書は、弊社が確認できる限りにおいて外為法及び関連政省令に照らして判定した結果を記載したものであり、政府機関から輸出の許可が得られることを保証するものではありません。
- ・当社製品が、外為法（外国為替および外国貿易法）で定められた規制対象か否かをご確認いただくための「非該当証明書」を発行しています。判定内容は、当社の自主判定に基づくものです。輸出等に際しては、輸出されるお客様が、日本の外為法等の関連法令に従い法令遵守の下、適切にご対応をお願いします。
- ・ご不明な点がございましたら、弊社営業担当までお問い合わせください。

日付： \_\_\_\_\_ 御社名： \_\_\_\_\_ 御署名： \_\_\_\_\_